地方公会計に基づく財務書類

平成 30 年度決算

令和 2 年 3 月

上牧町　総務課

内容

1. 地方公会計制度の背景 1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入 1
(2) 地方公会計整備の意義 2
(3) 財務書類整備の目的 3
(4) 財務書類整備の効果 4
2. 財務書類とは 7
(1) 財務書類の構成 7
(2) 勘定科目の説明 9
3. 財務書類 17
(1) 貸借対照表 17
① 資産の部 18
② 負債の部 18
③ 純資産の部 18
(2) 行政コスト計算書 19
① 純経常行政コスト 20
② 純行政コスト 20
(3) 純資産変動計算書 21
① 純行政コスト 22
② 財源 22
③ 固定資産等の変動（内部変動） 22
④ その他 22
⑤ 固定資産等形成分・余剰分（不足分） 22
(4) 資金収支計算書 23
① 業務活動収支 24
② 投資活動収支 24
③ 財務活動収支 24

Ⅰ.地方公会計制度の背景

（1）地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところであります。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところであります。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

（2）地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

（3）財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

（4）財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令 166 条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

③ 連結ベースでの財務状況の把握

普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法 209 条、同施行令 166 条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

2. 財務書類とは

（1）財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。

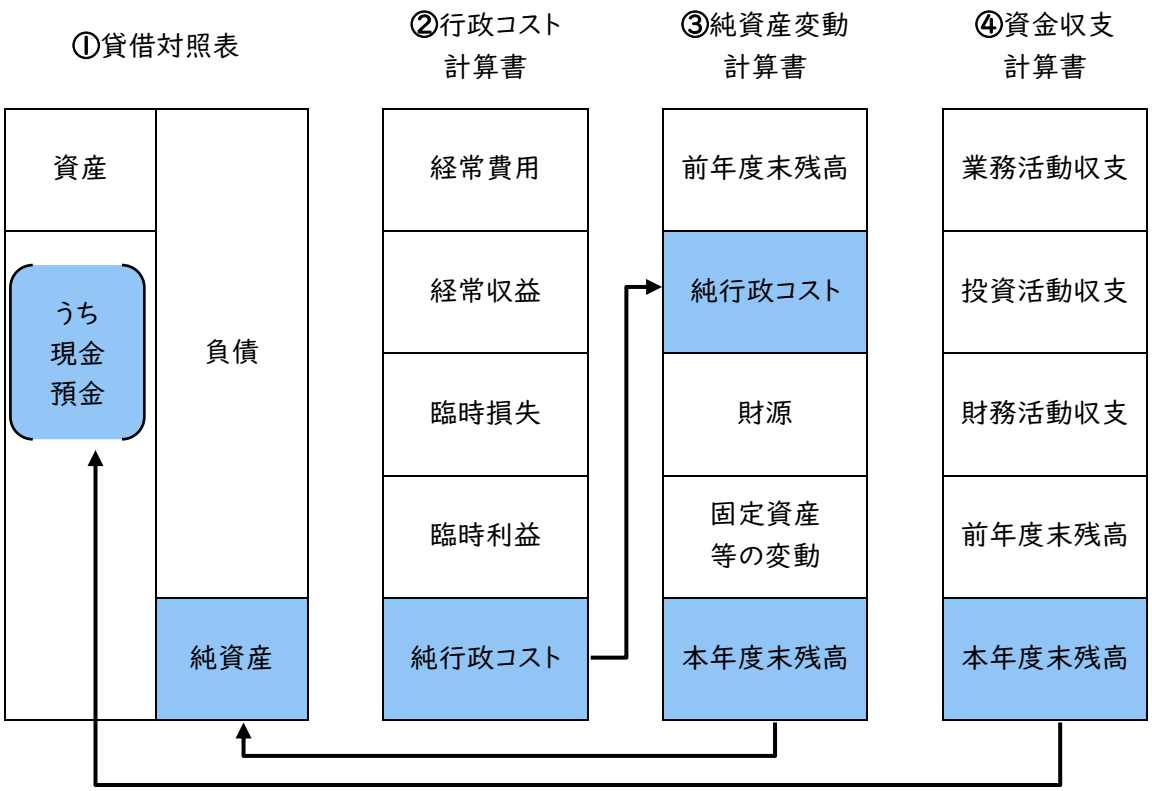

- ✧ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ✧ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ✧ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ✧ 付属明細書は「財務書類作成要領」の様式第５号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。

連結会計

- 奈良県後期高齢者医療広域連合
- 老人福祉施設三室園組合
- 奈良広域水質検査センター組合
- 奈良県広域消防組合
- 奈良県市町村総合事務組合
- 王寺周辺広域休日応急診療施設組合
- 社会福祉法人　上牧町社会福祉協議会
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合
- 静香苑環境施設組合
- 奈良県葛城地区清掃事務組合

全体会計

- 国民健康保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 下水道事業特別会計
- 介護保険特別会計（保険事業勘定）
- 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
- 水道事業会計

一般会計等

- 一般会計
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計

本年度の財務書類の作成では、「●」を財務書類の対象範囲としております。
また、相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入れ・繰出し	

委託料の支払と受取は、総務省「連結財務書類作成の手引き」に準じています。

【特記事項】

- ✧ **財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（自治法第235条の5等）を注記します。**
- ✧ **財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、千円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「－」を表示します。**

（2）勘定科目の説明

貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	自治法第239第1項に規定するもので、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券（出資金には自治法第238条第1項第7号により出損金も含む）
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から1年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金及び減債基金（減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの）
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
負債の部	

	固定負債	
	地方債	償還予定が1年超のもの
	長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
	退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
	投資損失引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
	流動負債	
	1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
	未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
	未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
	前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
	前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
	賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4／6
	預り金	第三社から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部		
	固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
	余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用		
	業務費用	
		人件費
		職員給与費 職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
		賞与等引当金繰入額 賞与等引当金の当該年度発生額
		退職手当引当金繰入額 退職手当引当金の当該会計年度発生額
		その他 上記以外の人件費
		物件費等
		物件費 職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
		維持補修費 資産の機能維持のために必要な修繕費等
		減価償却費 一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
		その他 上記以外の物件費等
		その他の業務費用
		支払利息 地方債等に係る利息負担金額
		徴収不能引当金繰入額 徴収不能引当金の当該会計年度発生額
		その他 上記以外のその他の業務費用
	移転費用	
		補助金等 政策目的による補助金等
		社会保障給付 社会保障給付としての扶助費等
		他会計への繰出金 地方公営事業会計に対する繰出金
		その他 上記以外の移転費用
経常収益		
		使用料及び手数料 一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
		その他 上記以外の経常収益
臨時損失		
		災害復旧事業費 災害復旧に関する費用
		資産売却損 資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
		投資損失引当金繰入額 投資損失引当金の当該会計年度発生額
		損失補償等引当金繰入額 損失補償等引当金の当該会計年度発生額
		その他 上記以外の臨時損失
臨時利益		
		資産売却益 資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額

	その他	上記以外の臨時利益

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支		
	業務支出	
		業務費用支出
		人件費支出 人件費に係る支出
		物件費等支出 物件費等に係る支出
		支払利息支出 地方債等に係る支払利息の支出
		その他の支出 上記以外の業務費用支出
		移転費用支出
		補助金等支出 補助金等に係る支出
		社会保障給付支出 社会保障給付に係る支出
		他会計への繰出支出 他会計への繰出に係る支出
		その他の支出 上記以外の移転費用支出
	業務収入	
		税収等収入 税収等の収入
		国県等補助金収入 国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
		使用料及び手数料収入 使用料及び手数料の収入
		その他の収入 上記以外の業務収入
	臨時支出	
		災害復旧事業費支出 災害復旧事業費に係る支出
		その他の支出 上記以外の臨時支出
	臨時収入	
		臨時収入 臨時にあった収入
投資活動収支		
	投資活動支出	
		公共施設等整備費支出 有形固定資産等の形成に係る支出
		基金積立金支出 基金積立に係る支出
		投資及び出資金支出 投資及び出資金に係る支出
		貸付金支出 貸付金に係る支出
		その他の支出 上記以外の投資活動支出
	投資活動収入	
		国県等補助金収入 国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
		基金取崩収入 基金取崩による収入
		貸付金元金回収収入 貸付金に係る元金回収収入
		資産売却収入 資産売却による収入
		その他の収入 上記以外の投資活動収入
財務活動収支		

	財務活動支出	
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
	財務活動収入	
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

3. 財務書類

(1) 貸借対照表

（単位：千円）

	一般会計等	全体会計	連結会計
【資産の部】			
固定資産	26,952,037	35,298,906	37,327,613
有形固定資産	26,434,758	34,521,071	35,709,505
事業用資産	20,092,072	20,092,072	21,185,367
土地	10,289,154	10,289,154	10,547,842
建物	25,038,193	25,038,193	26,752,466
建物減価償却累計額	-15,956,607	-15,956,607	-16,932,809
工作物	1,665,471	1,665,471	2,043,016
工作物減価償却累計額	-965,577	-965,577	-1,246,587
その他	-	-	-
その他減価償却累計額	-	-	-
建設仮勘定	21,439	21,439	21,439
インフラ資産	6,204,532	14,213,751	14,235,483
土地	3,619,986	3,719,466	3,729,184
建物	-	146,401	146,401
建物減価償却累計額	-	-89,951	-89,951
工作物	11,337,061	25,861,502	25,878,918
工作物減価償却累計額	-8,891,984	-15,583,927	-15,589,328
その他	-	32,602	32,602
その他減価償却累計額	-	-18,485	-18,485
建設仮勘定	139,469	146,141	146,141
物品	610,140	856,602	1,083,766
物品減価償却累計額	-471,986	-641,355	-795,110
無形固定資産	29,869	29,869	32,060
ソフトウェア	29,869	29,869	32,060
その他	-	-	-
投資その他の資産	487,410	747,966	1,586,047
投資及び出資金	76,324	8,780	7,780
有価証券	387	387	387
出資金	8,393	8,393	7,393
長期延滞債権	281,723	362,843	363,475
基金	120,296	404,415	1,233,863
減債基金	7,613	7,613	7,613
その他	112,683	396,802	1,226,250
その他	-	-	9,069
徴収不能引当金	-23,896	-36,566	-36,635
流動資産	1,265,598	3,075,179	3,307,879
現金預金	188,585	1,326,544	1,448,132
資金	179,122	1,317,081	1,437,245
歳計外現金	9,463	9,463	10,888
未収金	79,761	161,444	171,506
基金	975,192	1,588,001	1,689,070
財政調整基金	975,192	1,588,001	1,689,070
棚卸資産	5,777	5,777	5,777
その他	2,851	2,851	2,851
徴収不能引当金	-1	-10,636	-10,657
資産合計	28,217,635	38,374,086	40,635,492
【負債の部】			
固定負債	12,024,176	15,854,879	16,759,335
地方債等	11,035,499	14,420,130	14,706,612
退職手当引当金	961,516	961,516	1,568,661
その他	27,161	473,234	474,577
流動負債	1,233,526	1,590,582	1,760,382
１年内償還予定地方債等	1,106,589	1,388,742	1,477,427
未払金	-	62,362	68,698
未払費用	-	-	1,770
前受金	23	847	897
賞与等引当金	107,473	119,089	139,627
預り金	9,463	9,563	11,964
その他	9,978	9,978	59,999
負債合計	13,257,702	17,445,461	18,519,716
【純資産の部】			
固定資産等形成分	27,940,661	36,888,107	39,017,882
余剰分（不足分）	-12,980,729	-15,959,482	-16,902,107
純資産合計	14,959,932	20,928,624	22,115,775
負債及び純資産合計	28,217,635	38,374,086	40,635,492

① 資産の部

資産合計に対して固定資産の割合が 90%を超えています。住民サービスのためには、公共施設への投資は必要であると言えますが、この公共施設を維持するための資金が必要となる資産更新の問題があります。

有形固定資産の内、償却資産（建物、道路、橋梁、公園、物品等）の取得価額は一般会計等で 386.5 億円、全体会計で 536.0 億円、連結会計で 559.4 億円となっています。一方、簿価は一般会計等で 123.6 億円、全体会計で 203.4 億円、連結会計で 212.6 億円となっており、減価償却により価値が 60%以上減っています。

流動資産は、現金預金への換金があるものとしての性質をもっていて、資産合計に対する割合は一般会計等で 4.5%となります。この内、現金預金と基金の合計が 92.0%となっています。

② 負債の部

負債合計に対する地方債の割合は約 90%となっています。中でも一般会計等において 91.6%となっており、前年度より 0.5%上昇しています。地方債は世代間負担の公平性のために資産の部の有形固定資産等の形成のために発生するもので、地方債の固定資産に対する割合は、一般会計等では 45.1%となっています。

流動負債は先1年以内に支出するもので、流動資産との比較による流動比率を算出することで支出の準備状況を示すことが可能となります。一般的に 100%を超えていることでその準備が出来ているものと言え、一般会計等では 102.6%、全体会計では 193.3%、連結会計では 187.9%となっています。

引当金は、今後の支出が見込まれる負債で、10 億円を超える状態ですが、負債総額に対して 10%以下となっています。

③ 純資産の部

余剰分（不足分）がマイナスとなっています。上牧町では資産の部における固定資産の割合を説明した通り、公共施設への投資を余剰分以上に行っていることと言えます。

(2) 行政コスト計算書

（単位：千円）

	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	6,384,698	11,194,464	14,028,649
業務費用	3,618,484	4,636,976	5,233,243
人件費	1,427,665	1,592,494	1,914,101
職員給与費	1,178,860	1,327,615	1,609,684
賞与等引当金繰入額	107,473	119,089	139,627
退職手当引当金繰入額	66,563	66,563	82,876
その他	74,768	79,226	81,914
物件費等	2,038,813	2,767,700	2,978,953
物件費	1,089,230	1,496,609	1,617,196
維持補修費	113,587	132,138	142,947
減価償却費	835,996	1,138,953	1,218,746
その他	-	-	65
その他の業務費用	152,006	276,782	340,189
支払利息	99,043	163,343	165,980
徴収不能引当金繰入額	18,280	32,428	32,497
その他	34,683	81,010	141,713
移転費用	2,766,213	6,557,488	8,795,406
補助金等	1,113,566	5,588,861	4,571,767
社会保障給付	955,142	957,732	4,212,382
他会計への繰出金	696,806	-	-
その他	700	10,894	11,257
経常収益	227,880	991,174	1,059,899
使用料及び手数料	187,215	906,085	942,937
その他	40,666	85,089	116,962
純経常行政コスト	6,156,817	10,203,289	12,968,751
臨時損失	32,435	32,467	36,494
災害復旧事業費	23,438	23,438	23,438
資産除売却損	8,996	8,996	9,747
その他	-	33	3,308
臨時利益	46,266	46,266	67,052
資産売却益	2,788	2,788	2,837
その他	43,478	43,478	64,215
純行政コスト	6,142,986	10,189,491	12,938,192

① 純経常行政コスト

＜経常費用＞	一般会計等	全体会計	連結会計
業務費用	56.7%	41.4%	37.3%
移転費用	43.3%	58.6%	62.7%

経常費用のうち、業務費用と移転費用の割合は上記のとおりです。

＜業務費用＞	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費	39.5%	34.3%	36.5%
物件費等	56.3%	59.7%	57.0%
その他	4.2%	6.0%	6.5%

業務費用の中でも、職員給与費、物件費、減価償却費が約 80%を占めています。

民間企業では、人件費、施設経費の順で高い割合となります。地方自治体では、物件費等に施設経費以外の経費も含まれるほか、そもそも施設所有に対する金額が資産の 90%程となるため、必然的に高くなる傾向にあります。

＜移転費用＞	一般会計等	全体会計	連結会計
補助金等	40.3%	85.2%	52.0%
社会保障給付	34.5%	14.6%	47.9%
他会計繰出金	25.2%	-	-
その他	0.0%	0.2%	0.1%

移転費用の内訳として、すべての会計で補助金等が占める割合が高くなっています。

他会計への繰出金は、相殺消去の対象となるため全体・連結会計では計上されません。

補助金等について、全体会計と連結会計において大きく差が表れていますが、その原因としては、連結対象団体(一部事務組合等)との相殺消去があげられます。

その他移転費用は、重量税等が該当します。

② 純行政コスト

対象損益は臨時的取引となり、資産除売却損益や引当金の繰入・戻入益が該当します。

(3) 純資産変動計算書

（単位：千円）

	一般会計等	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	14,631,931	20,617,180	21,735,421
純行政コスト（△）	-6,142,986	-10,189,491	-12,938,192
財源	6,467,521	10,497,469	13,342,525
税収等	5,191,095	6,753,545	8,245,949
国県等補助金	1,276,425	3,743,924	5,096,577
本年度差額	324,535	307,978	404,334
固定資産等の変動（内部変動）	-	-	-
有形固定資産等の増加	-	-	-
有形固定資産等の減少	-	-	-
貸付金・基金等の増加	-	-	-
貸付金・基金等の減少	-	-	-
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	3,466	3,466	3,575
他団体出資等分の増加	-	-	-
他団体出資等分の減少	-	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-27,575
その他	0	0	20
本年度純資産変動額	328,001	311,444	380,354
本年度末純資産残高	14,959,932	20,928,624	22,115,775
【固定資産等形成分】前年度末純資産残高	28,000,803	36,992,795	39,093,737
【固定資産等形成分】 純行政コスト（△）			
【固定資産等形成分】 財源			
【固定資産等形成分】 税収等			
【固定資産等形成分】 国県等補助金			
【固定資産等形成分】 本年度差額			
【固定資産等形成分】 固定資産等の変動（内部変動）	-63,608	-108,154	-65,130
【固定資産等形成分】 有形固定資産等の増加	713,183	800,429	881,581
【固定資産等形成分】 有形固定資産等の減少	-840,269	-1,143,280	-1,223,842
【固定資産等形成分】 貸付金・基金等の増加	259,912	486,920	569,831
【固定資産等形成分】 貸付金・基金等の減少	-196,435	-252,223	-292,701
【固定資産等形成分】 資産評価差額	-	-	-
【固定資産等形成分】 無償所管換等	3,466	3,466	3,575
【固定資産等形成分】 他団体出資等分の増加			
【固定資産等形成分】 他団体出資等分の減少			
【固定資産等形成分】 比例連結割合変更に伴う差額		-	-14,320
【固定資産等形成分】 その他	-	-	20
【固定資産等形成分】 本年度純資産変動額	-60,142	-104,688	-75,854
【固定資産等形成分】本年度末純資産残高	27,940,661	36,888,107	39,017,882
【余剰分（不足分）】前年度末純資産残高	-13,368,872	-16,375,615	-17,358,315
【余剰分（不足分）】 純行政コスト（△）	-6,142,986	-10,189,491	-12,938,192
【余剰分（不足分）】 財源	6,467,521	10,497,469	13,342,525
【余剰分（不足分）】 税収等	5,191,095	6,753,545	8,245,949
【余剰分（不足分）】 国県等補助金	1,276,425	3,743,924	5,096,577
【余剰分（不足分）】 本年度差額	324,535	307,978	404,334
【余剰分（不足分）】 固定資産等の変動（内部変動）	63,608	108,154	65,130
【余剰分（不足分）】 有形固定資産等の増加	-713,183	-800,429	-881,581
【余剰分（不足分）】 有形固定資産等の減少	840,269	1,143,280	1,223,842
【余剰分（不足分）】 貸付金・基金等の増加	-259,912	-486,920	-569,831
【余剰分（不足分）】 貸付金・基金等の減少	196,435	252,223	292,701
【余剰分（不足分）】 資産評価差額			
【余剰分（不足分）】 無償所管換等			
【余剰分（不足分）】 他団体出資等分の増加		-	-
【余剰分（不足分）】 他団体出資等分の減少		-	-
【余剰分（不足分）】 比例連結割合変更に伴う差額		-	-13,255
【余剰分（不足分）】 その他	0	0	0
【余剰分（不足分）】 本年度純資産変動額	388,143	416,132	456,208
【余剰分（不足分）】本年度末純資産残高	-12,980,729	-15,959,482	-16,902,107

① 純行政コスト

行政コスト計算書の最終行の純行政コストを正負転換した金額が計上されます。

② 財源

財源は、税収等と国県等補助金に区分されます。

財源	一般会計等	全体会計	連結会計
税収等	80.3%	64.3%	61.8%
国県等補助金	19.7%	35.7%	38.2%

③ 固定資産等の変動（内部変動）

有形固定資産等・貸付金・基金等ともに減少額が増加額よりも多くなったため、固定資産等形成分が減少しています。

④ その他

固定資産の寄附・交換等が対象となっています。

⑤ 固定資産等形成分・余剰分（不足分）

貸借対照表の純資産の部とリンクしています。

純資産合計はプラスとなっていますが、余剰分（不足分）はマイナス計上となっています。

これは、基準日時点における将来の金銭必要額を示していることとなり、現金預金残高と比較しても大きく足りていないため固定資産等の所有や管理を検討していく必要があると言えます。

固定資産形成分は、これまでの自治体運営の中で投資された固定資産の現在価値を表しています。固定資産は、減価償却によって価値が毎年減少します。

余剰分（不足分）は、将来世代の負担額を示しています。正の数であれば、現在世代によって余剰が生まれており、負の数であれば、将来世代の負担が不可欠である、ということが表されます。

(4) 資金収支計算書

（単位：千円）

	一般会計等	全体会計	連結会計
【業務活動収支】			
業務支出	5,602,160	10,090,184	12,819,447
業務費用支出	2,689,608	3,386,357	3,877,702
人件費支出	1,358,492	1,522,729	1,831,789
物件費等支出	1,202,942	1,640,006	1,767,123
支払利息支出	99,043	163,343	165,225
その他の支出	29,132	60,278	113,565
移転費用支出	2,912,553	6,703,827	8,941,745
補助金等支出	1,259,905	5,735,201	4,718,106
社会保障給付支出	955,142	957,732	4,212,382
他会計への繰出支出	696,806	-	-
その他の支出	700	10,894	11,257
業務収入	6,532,036	11,282,135	14,195,020
税収等収入	5,160,955	6,704,031	8,196,435
国県等補助金収入	1,142,383	3,587,333	4,940,563
使用料及び手数料収入	187,804	905,455	942,307
その他の収入	40,893	85,317	115,715
臨時支出	35,286	35,318	35,787
災害復旧事業費支出	26,289	26,289	26,289
その他の支出	8,996	9,029	9,498
臨時収入	1,152	1,152	1,152
業務活動収支	895,742	1,157,785	1,340,937
【投資活動収支】			
投資活動支出	906,087	1,198,496	1,311,809
公共施設等整備費支出	685,807	764,140	833,184
基金積立金支出	220,280	434,355	478,625
投資及び出資金支出	-	-	-
投資活動収入	292,711	333,971	346,310
国県等補助金収入	134,042	156,591	156,591
基金取崩収入	136,050	163,842	176,131
資産売却収入	7,061	7,061	7,110
その他の収入	349	3,501	3,501
投資活動収支	-613,376	-864,525	-965,499
【財務活動収支】			
財務活動支出	1,216,943	1,634,254	1,761,123
地方債等償還支出	1,203,684	1,620,994	1,745,376
その他の支出	13,259	13,259	15,747
財務活動収入	833,126	1,092,026	1,136,080
地方債等発行収入	833,126	1,092,026	1,136,080
財務活動収支	-383,817	-542,228	-625,043
本年度資金収支額	-101,451	-248,967	-249,604
前年度末資金残高	280,573	1,566,047	1,684,853
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	1,995
本年度末資金残高	179,122	1,317,081	1,437,245
前年度末歳計外現金残高	10,567	10,567	11,957
本年度歳計外現金増減額	-1,104	-1,104	-1,069
本年度末歳計外現金残高	9,463	9,463	10,888
本年度末現金預金残高	188,585	1,326,544	1,448,132

① 業務活動収支

業務活動収支は、プラスとなりました。

一般会計においては 8.9 億円、全体会計においては 11.5 億円、連結会計においては 13.4 億円を投資や財務に使用することが可能であると言えます。

② 投資活動収支

投資活動収支は、マイナスとなりました。

支出は公共施設の整備や基金の積み立てが、収入は国庫・県支出金収入や基金の取り崩しが要因となっています。

投資活動収支がマイナスとなる理由として、公共施設の整備（6.8 億円）が挙げられます。

空調設備改修工事で 3.1 億円(小学校 1.8 億円・中学校 1.3 億円)、道路・橋梁工事による資産計上分として 2.1 億円等がその内訳となります。

基金の増減額は、積立額よりも取崩額の方が低くなりました。

積立・取崩の差し引き 0.8 億円が当年度の基金増加であり、公共施設整備基金の 0.5 億円増加が大きな要因となっています。

③ 財務活動収支

財務活動収支は、マイナスとなりました。

財務活動収支は、マイナスの場合は負債の減少を、プラスの場合は負債の増加を意味します。

結果として、地方債の残高が 3.7 億円減少しています。

財務書類における注記

１．重要な会計方針

(１) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

② 満期保有目的以外の有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・該当なし

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）

・・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（上牧町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、水道事業会計については上記の限りではありません。

2．重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3．重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4．偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
公営企業会計	－ 千円	－ 千円	1,868,465 千円	1,868,465 千円
一部事務組合等	－ 千円	－ 千円	352,591 千円	352,591 千円
計	－ 千円	－ 千円	2,221,056 千円	2,221,056 千円

(2) 係争中の訴訟等

なし

5．追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名		区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計		—	—	— %
一般会計等	住宅新築資金等貸付事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	国民健康保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	下水道事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計(保険事業勘定)		特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)		特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計		公営企業会計	全部	100 %
連結会計	奈良県後期高齢者医療広域連合	一般会計	一部事務組合・広域連合	比例	1.77 %
		特別会計			1.85 %
連結会計	老人福祉施設 三室園組合		一部事務組合・広域連合	比例	15.49 %
連結会計	王寺周辺広域休日応急診療施設組合		一部事務組合・広域連合	比例	14.23 %
連結会計	奈良県葛城地区清掃事務組合		一部事務組合・広域連合	比例	3.69 %
連結会計	静香苑環境施設組合		一部事務組合・広域連合	比例	34.89 %
連結会計	奈良県広域消防組合	一般会計	一部事務組合・広域連合	比例	2.67 %
		特別会計			15.56 %
連結会計	奈良県市町村総合事務組合	会館管理	一部事務組合・広域連合	比例	2.56 %
		公務災害			4.52 %
連結会計	山辺・県北西部広域環境衛生組合		一部事務組合・広域連合	比例	8.84 %
連結会計	奈良広域水質検査センター組合		一部事務組合・広域連合	比例	0.78 %
連結会計	社会福祉法人 上牧町社会福祉協議会		第三セクター等	全部	100 %

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－	%
連結実質赤字比率	－	%
実質公債費比率	14.0	%
将来負担比率	122.9	%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額　6,061 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

一般会計等　181,735 千円

全体会計　187,351 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	30,583　千円
一般会計	土木費	都市計画費	繰越明許費	10,963　千円
一般会計	土木費	住宅費	繰越明許費	31,151　千円
一般会計	教育費	中学校費	繰越明許費	109,038　千円
下水道事業特別会計	下水道事業費	下水道費	繰越明許費	5,616　千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　6,020,970 千円

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,995,107	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	769,730	千円
将来負担額	14,910,230	千円
充当可能基金額	1,982,910	千円
特定財源見込額	112,849	千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,617,920	千円

③ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計等	37,139	千円
全体会計	37,139	千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等	465,639	千円
全体会計	727,118	千円
連結会計	851,351	千円

② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,935,947 千円	7,757,123 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3,651 千円	3,354 千円
繰越金に伴う差額	280,572 千円	― 千円
資金収支計算書	7,659,026 千円	7,760,476 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	一般会計等	
資金収支計算書の業務活動収支	895,742	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	134,042	千円
投資活動収入のその他の収入	349	千円
未収金の増減	10,681	千円
長期延滞債権の増減	△3,642	千円
棚卸資産の増減	124	千円
その他（流動資産）の増減	2,851	千円
減価償却費	△835,996	千円
賞与引当金の増減	△2,610	千円
退職手当引当金の増減	122,102	千円
徴収不能引当金の増減	△1,896	千円
資産除売却損	△0	千円
資産売却益	2,788	千円
純資産変動計算書の本年度差額	324,535	千円

④　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額　　2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額　　なし

6．重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額　27,377 千円